

子どもが心豊かにのびのびと健やかに育つことができるように

日光市子どもの権利に関する条例

が施行されます。



©日光仮面

日光市は、子どもたちの未来がかがやくまちを目指して、子どもの権利についての「日光市子どもの権利に関する条例」をつくりました。

この条例は、日本国憲法や1989年に国連で採択された子どもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）に基づき、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利の保障を進めるために定められました。



【前文】

すべての子どもは、生まれながらに一人の人間として尊重され、自らの意思で自分の未来を歩いていく権利を有しています。そして、いかなる場合であっても、自分の権利を阻害されたり、剥奪されることがあってはなりません。

子どもが人として生き、守り育てられ、学び、自分の考えを表明し、社会に参加していくことは当然の権利です。また、自分の権利を知り、他の人の権利も認め、お互いの権利を尊重しあうことにより、人権尊重の意識が生まれるのです。

子どもは社会全体の宝であり、社会全体で子どもの権利を認め、一体となって連携をとり子どもを育てていくことが必要です。そのため、大人は、子どもを守り、子どもが成長する力を育み、子どもを理解し、子どもの最善の利益のために、できる限りの努力をしなければなりません。未来を担う子どもたちが、いきいきと輝き、自己実現を図れる社会を築くことが、大人の責任です。

ここに、日本国憲法や児童の権利に関する条約の基本理念を踏まえ、子どもが社会の一員として尊重され、心豊かにのびのびと健やかに育つことができる「子どもたちの未来がかがやくまち日光市」の実現を目指し、たゆまぬ努力を重ねることを決意し、この条例を制定します。

平成25年4月1日施行

日光市

条例の特徴

この条例では、子ども（原則として18歳未満）の権利について、前文のほか、第1章から第7章まで24の条文を設けて、主な内容として、次のことを定めています。

すべき責務について定めています。



第3章 権利の保障（第12条～第15条）

第2章に掲げた「子どもにとって大切な権利」を保障するために、それぞれの権利の保障について定めています。

市における権利の保障

家庭における権利の保障

育ち学ぶ施設における権利の保障

地域における権利の保障

第4章 施策の推進（第16条～第20条）

第3章で掲げて「権利の保障」のための具体的施策・取組みを定めています。

子どもの権利の普及

意見表明・参加の促進

子どもの居場所づくりの推進

子育て支援の推進

虐待等防止対策の推進

第5章 権利の相談（第21条）

子どもの権利に関する相談について、関係機関と連携を深め、相談体制の充実や、市民への周知に努めることを定めています。

第6章 権利委員会（第22条～第23条）

子どもの権利の施策の充実や子どもの権利の保障を推進するため、「日光市子どもの権利委員会」を設置します。

第7章 雑則（第24条）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定めます。

日光市健康福祉部 人権・男女共同参画課

日光市今市本町1番地

電話 0288-21-5184

FAX 0288-21-5105

E-mail : jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

